

ID: 1900

担当部署: 会計課

処分の概要	指定納付受託者の指定		
法令名称 根拠条項	地方自治法 第231条の2の3第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第231条の2の3第1項及び政令第157条の2の規定による。 (指定納付受託者) 第231条の2の3 歳入等の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの(以下「指定納付受託者」という。)は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。 3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。 (指定納付受託者等の要件) 第157条の2 地方自治法第231条の2の3第1項及び第231条の2の4に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 (1) 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(次号において「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。 (2) その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日